



2023年8月4日

各 位

会 社 名 ニッコンホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 岩 正 勝
(コード番号: 9072 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 本 橋 秀 浩
(TEL. 03-3541-5330)

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年8月4日開催の取締役会において、創業70周年を迎えたことを記念し、記念事業の一環として、当社の中長期的な企業価値向上に対する当社従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション喚起を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定し、以下のとおり、第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年12月13日
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 173,754株
(3) 処分価額	1株につき2,991円 但し、2023年8月10日（以下「条件決定日」という。）の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」という。）が上記の金額を上回る場合には、条件決定日前取引日の終値とします。 ※
(4) 処分総額	519,698,214円（本日現在における見込額であり、上記（3）の処分価額に上記（2）の処分株式を乗じた金額とします。）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分子定先	ニッコンホールディングス従業員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。

※本自己株処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

本自己株処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、

通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である 2023 年 8 月 4 日に、自己株式取得を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2023 年 8 月 10 日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、2023 年 8 月 3 日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 2,991 円と条件決定日前取引日の終値のうち、高い金額を処分価額として決定いたします。

(注) ニッコンホールディングス従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社および当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対する入会の募集を実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数および処分総額は、最大値であり、入会の募集の終了後に確定する予定です。

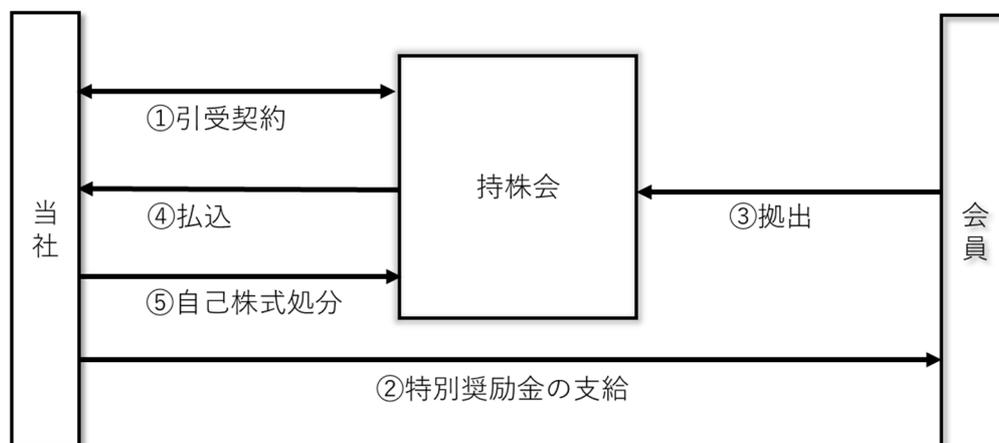
2. 処分の目的および理由

当社は、創業 70 年を節目に、当社グループが、従業員に対し、特別奨励金を付与し持株会を通じて当社株式を取得させることで、普段の業務に対し報い、対象従業員の経営参画意識の向上および財産形成の一助を図るとともに、本スキームの導入を契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことにより、より多くの従業員が株主の皆さまと中長期的な価値共有を進めることを目的として本自己株処分を決定いたしました。

本スキームは、当社グループが持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に当社株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 173,754 株を持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2023 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 65,739,892 株に対する割合は 0.26%、2023 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 641,563 個に対する割合は 0.27%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）となります。

本スキームの概要



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分および引受けに関する当社株式の引受契約を締結します。
- ② 当社グループは会員に特別奨励金を支給します。

- ③ 会員は特別奨励金を持株会に拠出します。
- ④ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
- ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的として、会員に付与した特別奨励金の持株会への拠出をもって行われるものであります。その処分価額につきましては、「1. 処分の概要 ※本自己株処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）」に記載のとおり、既存株主の利益の確保という観点から、また恣意性を排除した価額とするため、2023年8月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の終値である2,991円と条件決定前日取引日の終値のうち、高い価額としております。このような自己株処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において決定される本自己株式処分の処分価額は、割当先にとって特に有利な価額に該当しないと考えております。

なお、2023年8月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式の終値2,991円の各期間の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1か月（2023年7月4日～2023年8月3日）	2,895円	3.32%
3か月（2023年5月8日～2023年8月3日）	2,802円	6.75%
6か月（2023年2月6日～2023年8月3日）	2,655円	12.66%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役3名全員（うち社外監査等委員2名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値と条件決定日前取引日の終値のうち、高い価額であることに鑑み、特に有利な処分価格には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上